

文 教 委 員 会 会 議 記 録

文教委員会副委員長 高橋 こうすけ

1 日時

令和7年4月15日（火）

午前10時01分～午後2時28分

（休憩 午前11時59分～午後1時02分、午後1時03分～午後1時04分、
午後1時18分～午後1時21分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、岩崎友一委員、川村伸浩委員、
工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

上原康樹委員長

5 事務局職員

三浦担当書記、八幡担当書記、大内併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

佐藤教育長、松村教育局長兼首席サービス管理監、駒込教育次長兼学校教育室長、
武蔵教育企画室長、黒澤教育企画推進監兼サービス管理監、工藤教育企画室予算財務課長、
山崎教育企画室学校施設課長、伊藤学校教育室学校教育企画監、
佐々木学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
亀山学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、西川学校教育室高校改革課長
菊池学校教育室生徒指導課長、菊地教職員課総括課長兼サービス管理監、
佐藤教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼サービス管理監、
岩渕教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼サービス管理監、

7 一般傍聴者

5人

8 会議に付した事件

（1） 継続調査（文化スポーツ部関係）

「スポーツ医・科学サポート事業について」

（2） 請願陳情の審査（教育委員会関係）

受理番号第35号 盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置について
の請願

9 議事の内容

○高橋こうすけ副委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

上原康樹委員長は療養のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

三浦担当書記。

八幡担当書記。

大内併任書記。

工藤併任書記。

次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

なお、総務委員会と紹介者が重複している関係上、ふるさと振興部から紹介を行うことといたしますので、御了承願います。

初めに、ふるさと振興部の人事紹介を行います。

新任の阿部博理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長兼首席ふるさと振興監兼 I L C 推進局企画総務課総括課長を御紹介いたします。

○阿部理事兼ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長 阿部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋こうすけ副委員長 阿部理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長からふるさと振興部の新任の方を御紹介願います。

○阿部理事兼ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長 ふるさと振興部の職員紹介をいたします。

安齊和男学事振興課総括課長でございますが、本年度からふるさと振興部参事を兼任いたしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋こうすけ副委員長 次に、文化スポーツ部の人事紹介を行います。

新任の菊池芳彦部長を御紹介いたします。

○菊池文化スポーツ部長 菊池でございます。引き続き、当委員会でお世話になります。よろしくお願いいたします。

○高橋こうすけ副委員長 菊池文化スポーツ部長から文化スポーツ部の新任の方を御紹介願います。

○菊池文化スポーツ部長 文化スポーツ部の新任の職員を紹介します。

田内慎也スポーツ振興課総括課長でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋こうすけ副委員長 御苦労さまでした。

次に、教育委員会の人事紹介を行います。

新任の松村達教育局長兼首席服務管理監を御紹介いたします。

○松村教育局長兼首席服務管理監 松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋こうすけ副委員長 佐藤教育長から教育委員会事務局の新任の方々を御紹介願います。

○佐藤教育長 新任職員を紹介いたします。

駒込武志教育次長兼学校教育室長です。

工藤秀誠教育企画室予算財務課長です。

山崎重信教育企画室学校施設課長です。

佐々木淳一学校教育室首席指導主事兼義務教育課長です。

亀山丈学校教育室首席指導主事兼高校教育課長です。

佐々木宏幸学校教育室産業・復興教育課長です。

菊池陽子学校教育室生徒指導課長です。

菊地亮弘教職員課総括課長兼服務管理監です。

岩渕雅明教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼服務管理監です。

藤井茂樹生涯学習文化財課総括課長兼岩手県立埋蔵文化財センター所長です。

どうぞよろしく願います。

○高橋こうすけ副委員長 御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程のとおり、スポーツ医・科学サポート事業について、現地に出向いて調査を行います。

このため、現地調査終了後、議事堂に戻った時点で昼食休憩とし、午後1時から委員会室において請願陳情の審査を行いますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、バスで移動いたしますので、玄関前まで御移動願います。

〔「スポーツ医・科学サポート事業について」現地調査を実施〕

〔調査終了後、休憩〕

〔再開〕

○高橋こうすけ副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第35号盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置についての請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明はありませんが、10月8日の当委員会における配付資料を参考までにお配りしております。

それでは、質疑、意見交換に移ります。本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 私は前回の委員会で、議長宛てに、再発防止「岩手モデル」策定委員だった大貫隆志さんと南部さおりさんの両名による意見書の内容を紹介いたしました。南部さおり氏は、日本体育大学の教授でもあるのですけれども、最近、不来方高校事件、盛岡一高事件に関わる寄稿をされております。大変わかりやすく経過と問題点について指摘した資料がありますので、ぜひ皆さんに配付をいたしたいけれども、諮ってください。7ページの資料です。よろしければ、私持ってきましたので、お配りいただきたい。

○高橋こうすけ副委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋こうすけ副委員長 再開します。

ただいま斉藤信委員から、各委員に資料を配付して質疑をしたいと発言がありました。
この資料につきまして、委員の皆様へ配付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 異議なしと認めます。

それでは、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○斉藤信委員 配付いたしましたものは、岩手モデル策定委員である日本体育大学教授の南部さおりさんの、最近のレポートといいますか、寄稿でありまして、県立不来方高等学校の自死事件、そしてその前段である県立盛岡第一高等学校事件についても、その経過と問題点を指摘されているものであります。

簡単に紹介しますと、3ページのところから不来方高校バレー部員自死事件の経過が触れられております。この資料は1枚で2、3となっていますから、そのページ数で言いますと4ページのところ、次のページにめくっていただいて見てほしいのですが、6行目のところで、当該顧問は前任校である盛岡県立第一高等学校で、バレー部の指導において日常的に体罰及び暴言を用いており、2009年11月、当該顧問の指導によって一人の部員が不登校になっていたことが発覚した。被害生徒は、2012年にPTSDに至ったとして顧問を傷害罪で刑事告発しましたが、2015年、不起訴処分になりました。これは、暴行がなかったということではなくて、立証が難しい、こういう趣旨でありました。それを受けて、同年9月に顧問と県を相手取って民事訴訟を提起いたしました。2017年には、当該顧問の一部不適切指導を認める判決が出されました。これが盛岡地方裁判所の一審判決であります。これを不服として、仙台高等裁判所に2019年2月、控訴いたしまして、この2019年2月の仙台高裁の判決では、顧問が練習または試合において生徒らの顔を平手打ちしたり、被害生徒の人格を否定し、おとしめるような言動をしたことなど、顧問の違法行為の範囲を広げる形で認定し、原審の認めた賠償額を増額する判決を下したと、これが仙台高裁の判決で、県教委もこれを認めたということになるわけであります。

問題は、仙台高裁で争っている最中に不来方高校の事件が起きているのです。そういう意味では、一審判決を受けて本当にきちんと対応していれば、不来方高校事件は起きなかったと言わなければならないと、そのことも指摘をされています。

それで、6ページ目を見てほしいのですが、不来方高校事件——自死事件が発生した直接的な要因は、高校総体の決勝で不来方高校が負けるのです。しかし、そのときに、翼君は中心的な選手でありましたけれども、ちょうど3年生で、引退するこういう時期で、応援ありがとうと、今後は自分が周りを助けていけるように頑張ります、こういうようにインスタグラムに書き込んで、新たな決意を表明していた。しかし、その後、インターハ

イの直後に行われた練習の際に、ここが6ページなのですけれども、顧問が2年生のセッターと翼さんを名指しした上で、おまえらのせいで負けたことはわかっているのかと、こう発言したということが本人を大変追い詰めたというのは、第三者委員会の調査報告でも指摘されていることであります。

問題は、前任校との問題なのですけれども、8ページ目を見てほしいのですが、実は盛岡一高事件というのは、被害者家族がこの顧問の教師による暴言、体罰の実態を調査してほしいと何度も繰り返し要求したにもかかわらず、まともな調査がされなかった、ここに一番の問題があるわけです。まともな調査がされなかった大きな要因は、顧問教師が体罰を否定したということなのです。体罰を否定していたのです。それを学校側はうのみにして、まともな調査をしなかった。これは、県教委の調査でも明らかになっていることなのですけれども、南部さんはこのように指摘しているのです。これは、第一審の裁判の中でも、実は県教委も裁判の中で体罰が指摘されて、県教委自身が調査したら体罰があったということがわかった。そこで、こう言っているのです。学校内部での調査では、体罰や不適切指導の実態は決して浮き上がってこないと。結局同僚である顧問教師をかばう、そういう体制の下で、盛岡一高事件という重大な事件の調査がされなかった、調査を拒否したと。私は、盛岡一高事件、最も深刻な問題はここにあったというように思います。

そして、岩手モデル策定の際にも、盛岡一高事件の究明というのは大事な課題になりました。ある意味、前提的な問題と。これを解明することが、今後の教師等によるパワハラ、そういうものを根絶する大事な課題だということで、何度もこの議論はされたのでありますけれども、結果的には策定委員の圧倒的多数の人たちが納得しない、そういう岩手モデル策定委員会の調査に終わったと、こういうことであります。

ですから、私は前回の常任委員会で、大貫隆志さんと南部さおりさんの連名の県議会議長宛ての意見書、その中身、どういうことが問題だったのかということを記したこの意見書を紹介いたしました。これは、ぶり返すことはいたしません。しかし、県教委はこの再調査を拒否した、言わば第三者による調査を拒否した、やらないと。だとすれば、本当に県議会がこの調査の必要性を認めて、究明をする以外にないのではないのか。

南部さおりさんは、自らが携わったこうした教師の暴力事件、パワハラ事件について、第三者委員会で調査をしたら新しい事実が明らかになって、その教師の深刻な問題点、それが明らかになったということも前の文章でも言っていますし、このレポートでも指摘していることです。結局県教委による調査というのは、第三者が調査するのではなくて、第三者の意見を聞きながらと言っていますが、県教委が当事者の教員を調査したと。そして、策定委員にも調査の生データは紹介されなかったと。結局調査した中身を県教委が要約したものしか策定委員会には出されなかったと。それ自身も二重に不十分だという指摘をしております。

私、被害者家族の方が県議会に、そういう経過の中で今回第三者委員会による真相究明、調査を求めるといふ請願を提出したことは、まさに最後の手段といえますか、やはり第三

者委員会での調査でこそ真相が究明できると、そういう趣旨のものだというように思います。そういう意味で、これは何回もこの場で議論されたことでありますけれども、そういう点で、この請願についてはぜひ皆さんの同意をいただきたいと。

この間議論したもう一つの前段に、ぜひ委員会で参考人として呼んでいただきたいという要望も各会派にもされましたので、そのことも含めて御同意をいただきたいというのが私の意見であります。

○関根敏伸委員 請願の取り扱いを含めてということの意見でよろしいですか。

○高橋こうすけ副委員長 はい。

○関根敏伸委員 この請願につきましては、昨年の10月に当常任委員会に付託されまして、常任委員会でも慎重に取り扱ってきた事案だというように承知しております。その間も、参考人招致の是非についても議論されたというように理解しますが、参考人招致については、委員会としてはさまざまな願意は確認ができていますので、それは必要ないのではないかとこのように一致したものと私は理解をしております。

その上でなのですけれども、この請願の取り扱いにつきましては、きょう斉藤信委員から新しい資料が提出をされたところであります。また加えて、きょうはこのとおり上原康樹委員長が療養中ということで、不在の中の常任委員会となっております。本来の委員会構成とは異なるメンバーの中での本委員会ということになっておりますので、このような状況の中でこの請願の取り扱いについての結論を出すのは、やはりふさわしくないのではないかとこのように考えておりまして、継続していただくことを主張させていただきたいというように思います。

○工藤大輔委員 ちょっと一回休憩してもらえますか。

○高橋こうすけ副委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋こうすけ副委員長 それでは、再開します。

本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は、併せて御発言お願いします。

〔「継続審査」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 継続審査との御意見がありましたが、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ副委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○**武蔵教育企画室長** 岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について御報告させていただきます。

令和7年2月28日の県議会常任委員会におきまして、当該体育館の整備については、工事請負業者から提出があった工事に要した経費について、経費の内容及び積算内訳等を精査していることなどについて御報告申し上げたところですが、その後の状況について、お手元に配付しております資料に沿って御説明させていただきます。

資料の1ページ、1の矢巾町との協議についてでございます。矢巾町から県に対し、令和7年3月27日付で通知がありました。その主な内容は、①、体育館建設費用への町財産の投入は合理性がなく、当然県費で対応すべきであること。②、県教育施設の体育館の責任の所在は県であり、管理運営は県であること。③、体育館を建設する町有地は、約47年で9億8,700万円の使用料の支払いが必要になるが、町民や一般的な利用のために体育館を利用できるものであれば、毎年度末に異議等がない場合は使用料を免除すること。④、体育館管理のための人件費は町が負担すること。⑤、新たにしっかりとした内容での協定書や契約書とすべきことなどを提案するというものでございました。

次に、2の工事請負業者への損害賠償についてでございます。工事に要した経費については、2月に工事請負業者から県教委に報告があったところですが、その後、3月25日から4月4日にかけて、逸失利益に相当する額について、建築、電気、機械設備の工事請負業者からそれぞれ報告があり、工事に要した経費も含めて、経費の内容及び積算内訳等を精査しているところでございます。

3の今後の対応についてでございます。(1)、体育館の整備が遅れることにつきまして、既存の施設、旧盛岡南高校を活用するなど、生徒の学びに支障が出ないように対応してまいります。(2)、工事請負業者への損害賠償につきましては、弁護士と相談しながら精査を進めまして、求償も含めた清算について矢巾町と協議を行ってまいります。(3)、3月27日に矢巾町からあった提案につきましては、これまでの町との協議を踏まえて締結した覚書の趣旨と異なる内容が含まれており、同意することはできないものと考えております。体育館の整備の在り方については、引き続き関係部局等と協議しながら検討してまいります。

2ページ以降につきましては、これまでの町との主な協議等の経緯について、参考として改めてお示ししております。以上で説明を終わります。

○**高橋こうすけ副委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**小西和子委員** 最初に、子供たちの状況についてお伺いいたします。

不登校児童生徒数、いじめ発生件数、小中高校生の自死数をお示してください。

カリキュラム・オーバーロードや点数学力が子供たちへの過度な負担になっていること

についての見解をお示してください。

○**菊池生徒指導課長** 不登校児童生徒数、いじめの認知件数、小中高校生の自死者数についてですが、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、本県の不登校児童生徒数は全校種を合わせ3,052人であり、前年度より464人増加しております。

また、本県のいじめの認知件数は、全校種を合わせ7,862件であり、前年度より394件減少しております。

小中高校生の自死者数につきましては、令和7年3月28日に厚生労働省が公表した令和6年中における自殺の状況によりますと、本県の小中高校生の自死者数は4人となっております。

○**佐々木義務教育課長** カリキュラム・オーバーロード等が子供たちへの過度な負担になっていることについてであります。各学校においては児童生徒の実態を踏まえ、適切な授業時数による教育課程を編成し、児童生徒や教職員の負担を軽減する取り組みが進んでいると承知しております。昨年度実施した教育課程調査によりますと、本県において標準授業時数の大幅に上回っているとされる1,086時間以上で教育課程を編成した小学校の割合はゼロ%、中学校の割合は2.1%で3校となっております。これは、令和5年度調査の小学校の割合が3%で8校、中学校の割合が4.2%で6校からも、一層の改善が図られた結果であると認識しております。

今年度につきましても、教育事務所長会議において、各学校の授業時数の把握、指導をお願いしたところであり、今後も引き続き、児童生徒に過度な負担とならない適切な教育課程が編成、実施されるよう取り組んでまいります。

○**小西和子委員** 不登校児童生徒数、それからいじめ発生件数は、岩手県の場合は若干減っております。それから、自死数は4人ということでありまして、そういう状況であると、ふえているというように見ていいのではないかと思います。

それから、二つ目の質問についてですけれども、点数という結果を求める点数学力となって、本来の学びが奪われているものではないかというように思っております。何度も何度もこの場でもお話をしましたけれども、国連子どもの権利委員会は、1998年の最初の日本への勧告から、過度に競争的な教育システムが子供の身体的及び精神的健康に悪影響を与えている、つまりこのままいくといじめや不登校、自殺がふえますよというように厳しく指摘しておりまして、適切な措置を取るように強く勧告して——何度も勧告しております。繰り返し勧告しているわけです。にもかかわらず、学校現場にますます過度な競争主義が持ち込まれているというのが現状ではないかと思います。

子供たちにかかわる教職員に時間的にも精神的にも余裕がなければ、子供の変化に気づくことができないと考えます。教職員の働き方についての見解を求めます。

○**菊地教職員課総括課長兼サービス管理監** 教職員の働き方改革に取り組む目的でありますけれども、教職員の健康を守ることはもとより、教職員のウェルビーイングを確保すること

により、子供たち一人一人に向き合い、よりよい教育を行うことができるようにすることと考えております。

県教育委員会が市町村立学校を含めた教職員を対象に毎年度実施しているアンケート調査では、時間外勤務が多いと感じるかという項目について、多く感じている回答が前年度より減少していたりですとか、自分自身の自由な時間を確保できているかの項目について、前年度より肯定的な回答が増加しているなど、働き方改革プランに基づく取り組みについては一定の成果が表れてきているものと捉えています。もちろんこの取り組み自体、まだ途上でありますので、こうした流れを一層加速し、いじめや不登校問題など、学校を取り巻くさまざまな課題解決につなげられるよう、市町村教育委員会とも連携しながら、教職員の働き方改革の推進に引き続き取り組んでまいります。

○小西和子委員 県立学校のほうは大変効果が上がっているというように数値でも示されておりますけれども、義務教育学校のほうは欠員もどんどんふえていますし、全然働き方改革が進んでるという実感はないのではないかとこのように思います。子供たちの学びを保障する楽しい授業、そういうこともできない状況にあります。これでは学校が子供たちにとって楽しい場所ではなくて、不安で苦痛を感じる場所になってしまっているというように私は危惧しているところです。

子供の人数は減ってきているのに、不登校児童生徒数、いじめの発生件数、さらには小中高校生の自死が増加していることをどう考えているのでしょうか、教育長に見解を求めます。

○佐藤教育長 不登校やいじめの増加、児童生徒の自死が発生している中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなＳＯＳ、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図っていくことが重要であるというように考えております。このため、県教育委員会では、魅力ある学校づくりを進めるとともに、心と体の健康観察の実施、ひとり一台端末等を利用した心の相談室の設置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、管理職や教職員を対象とした研修の実施など、児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実に努めているところでございます。

県教育委員会といたしましては、先ほど担当の課長から申し上げたとおり、教職員の働き方改革を一層進めるとともに、引き続き多様な主体と連携しながら、不登校対策、いじめ防止対策などの充実に取り組んでいきたいと考えております。

○小西和子委員 子供たちと向き合うには、教職員の数が少な過ぎます。ふやさなければいけません。

二つ目、現職死亡が発生したことについてお伺いいたします。盛岡市内の中学校に勤務する教員が死亡いたしました。休日に部活動指導を終えて帰宅する途中に、路肩に車を止めて、その中で亡くなっておりました。このときの葬儀には、教育委員会、事務所長が来るべきだったのではないかとこのように思うのですけれども、事務所長も当該中学校の校長も参列しませんでした。

体調が優れないと思ったときに、気兼ねなく病院に行くことができる現場環境となっているのでしょうか。それが教職員に保障されているのか、まず一つ目、そのことについてお伺いします。

それから、二つ目、心身の健康を維持するために休憩や休暇が確保できているのか、現状をお示しください。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 まず、小西和子委員からお話がありました現職でお亡くなりになられた教職員の方がいらっしゃるということにつきましては、県教育委員会事務局としても大変残念だし、悲しいことだというように受け止めております。こうしたことから、やはり教職員が健康を維持しながら、子供たちに向き合っていける職場環境を整備することが何より大事であると改めて認識しております。

教職員の個々の健康管理に関しましては、県教育委員会といたしましては公立学校共済組合と連携し、定期健康診断結果を踏まえた精密検査の受診の勧奨、そしてその結果の確認を行うなど、病気の早期発見、早期治療につながる取り組みや、若年層の健康管理意識の向上につながる取り組みを行っております。

また、職場における環境の整備という点につきましては、校長、副校長等の管理職や市町村教育委員会の担当者を対象に、安全衛生管理研修会の中で健康管理やメンタルヘルス対策の重要性について、職員個々の意識づけが図られるように周知を図っております。

こうした取り組みを通じて、引き続き教職員の健康の保持増進と、管理職を中心にそれを支える職場環境の整備に努めてまいります。

2点目の休憩、休暇の確保についてでありますけれども、まず休憩時間につきましては、勤務時間に関する条例に基づきまして勤務の途中に置くこととされて、各学校の時間割に応じてという部分がございますが、少なくとも45分間の休憩時間が設定されております。

また、休暇の部分につきましては、心身の健康を保持するために取得という意味で年次休暇や病気休暇などが挙げられますが、申し訳ございません、県立学校の状況になりますけれども、教育職員における令和6年の年次休暇の1人当たり平均取得日数は15.4日となっており、過去5年の平均取得日数14.5日と比較すると約1日取得日数がふえた状況でございます。

○小西和子委員 そのようにおっしゃっていますけれども、休憩すら取ることができず、一日中働き続け、平日の時間外在校等時間は減らず、改善するための手だても示されていないのが現状だというように捉えております。自宅でゆっくりと休み、次の日の勤務に備えるどころか、睡眠時間を削り、滅私奉公のように働かされているのが私のところに届いている情報です。

続けます。心身の健康を維持できない状況を管理職にどう対応させるのか、教育委員会は何をどう進めようとしているのか、教育長に見解を伺います。

○佐藤教育長 教職員の心身の健康状況を把握し、良好な状態を維持すること、不調を訴える教職員がいた場合、受診や療養を勧奨するなど、適切な対応を行うことは管理職の責

務であり、各職場におきましては職員面談等の機会も活用しながら、教職員の心身の健康維持に努めているところです。

また、初めて管理職となる新任副校長を対象とした研修に労働安全衛生管理等の講義を盛り込んでおり、また管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー等の開催や、管理職からの相談に教職員課の保健師が個別対応するなどの取り組みを行っております。

私自身も、県立学校長会議や、小中学校長等を対象とする各地区で開催する校長研修講座など、さまざまな場を活用して、直接学校の管理職に対し、教職員の健康の保持増進に向けた取り組みの重要性について伝えてまいります。

○小西和子委員 学校現場は、ぎりぎりの人数で教育をしておりますので、きょう自分が抜けたら回らなくなるなと思うと我慢するのです。

次、欠員について伺います。年度初めの欠員状況についてです。新しい出会いの季節となりました。子供たちにとっても希望の4月となるはずですが、そのとき担任がいらないという状況になっていないのかと危惧しております。

そこで伺います。現時点での欠員状況をお示してください。中学校であれば教科担当者がいないという状況も考えられますが、そのことについても現状を示してください。

続けます。欠員が解消されるめどについてもお示してください。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 令和7年4月9日時点における欠員状況についてですが、小学校で16名、中学校で3名、高等学校で5名、特別支援学校で11名となっております。また、中学校の欠員3名の内訳は、1名が教科の教諭で、2名が栄養教諭であり、教諭1名の欠員に係る当該教科の授業については、校内の教員で分担して実施している状況であります。

また、欠員解消のめどについてでありますけれども、4月9日時点での状況では、4月中に4名、5月中に3名の欠員補充者を配置できる見込みとなっております。その他の欠員につきましては、一部の配置見込みが立っているものの、現在講師等の確保に努めているところであります。現在ホームページや、昨年度開設した公式エックスに県内の講師の募集状況等について情報発信しておりますし、春の大学訪問等でも、就職先が未定である卒業生等への情報提供を訪問先の大学に依頼するなど、県内外の講師の掘り起こしに努めているところであります。今後も市町村教委と情報共有を図りながら、欠員の早期解消に取り組んでまいります。

○小西和子委員 今のは定数内ということですのでよろしいですね。加配は含まれていないということですのでよろしいですね。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 先ほど申しました数につきましては、基礎定数と加配と合わせての数となっております。

○小西和子委員 以前に質問したときよりは、かなり改善されているというように思いましたけれども、合計で35人です。1年前の5月1日の場合は21人でしたから、1.5倍ふえているということです。非常に残念だなというように思います。

今年度も年度初めから、本来配置されるべき人数の教職員が配置されていない未配置の学校がこのようなにあります。欠員状態になっているということは、例えば10人で行うべき仕事を9人や8人で行っているということであり、現場は本当に逼迫しております。担任がいないままの学校もあって、校内では副校長や担任外が何とかして対応している状況だというように聞いておりますけれども、授業以外の仕事も従来どおり行わなければならないため、1人当たりのキャパシティーが完全にオーバーしており、緊急事態と言わざるを得ない状況となっています。

そんな中でも、各学校では例年どおり校内研究会や学校公開に向けた準備が行われています。県教委のほうの公開等はゼロになったというように聞いておりますけれども、それぞれの市町村等ではまだまだ校内研究や学校公開でかなりの時間数を取られております。今はまず、子供に向き合う時間を確保するほうが優先ではないでしょうか。

先ほど欠員の話がありました。昨年の5月1日では21人でしたが、先ほど35人ということですので、とにかくこれをゼロにするように県教委としての役目を果たしていただきたいと思います。人が見つからず配置できないという話も聞こえてきますが、本当にそれで済ませてよいのかなど。学級担任がいない、教科担任がいないということは、子供たちの教育を受ける権利が守られていないということになります。これは、憲法に反する状況だというように言えます。早急に代替者を確保するように要望いたします。

次、新卒採用者への配慮について伺います。新卒採用者の直近5年間の年度途中、年度末の退職状況について伺います。

○**佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監** 小中学校、高等学校、特別支援学校の新卒採用者の直近5年間の年度途中、年度末の退職状況についてでありますけれども、令和2年度新卒採用者においては年度途中に2名、年度末に16名、令和3年度新卒採用者においては年度途中に5名、年度末に24名、そして令和4年度新卒採用者においては年度途中に3名、年度末に16名、令和5年度新卒採用者においては年度途中に2名、年度末に6名、そして昨年度、令和6年度新卒採用者においては年度途中がゼロ、年度末に1名が退職しております。今年度も関係機関と連携しながら、きめ細かな支援を講じてまいります。

○**小西和子委員** 大変改善してきているというように思います。ある新卒の方に相談されたことがあります。中学校の教員でしたけれども、それぞれ皆さんから指導を受けるのだそうです。そして、そのとおりに仕事を進めていると寝る時間がなくなるのです、どうしたらいいですかというように相談されたのです。私は、とにかく睡眠時間だけは確保して、あとは優先順位をつけてやれるところをやる、そうやらなければ心も体も壊してしまうよというように言いました。指導する立場の教職員が配慮していかなければならないことかなというように思います。

それから、新採用者について担任を持たせないようにすること、山形県で実施しております。これまでも自宅から通勤できる学校に配置するなどの配慮がありましたが、今年度はどのような対応をしたのかお伺いいたします。

○佐藤小中学校人事課長兼服務管理監 新卒の新採用者への配慮についてであります、新卒者に対しましては研修や授業準備に充てる時間を十分に確保できるよう授業時数を軽減しており、当該教諭の状況等を踏まえて、過度な負担がかからないよう配慮しております。

また、小中学校における新卒者の配置につきましては、学年単学級を有する小規模校を極力避け、同学年に複数学級が設置されている学校に配置するよう努めているところであります。

なお、配置校につきましては、新卒者個々の状況を踏まえ、順調なスタートを切れるよう十分に検討を重ねてきたところであります。今後も市町村教育委員会や各教育事務所の指導主事による訪問など、校内、校外のサポート体制を充実させて、新卒者が一人で悩みを抱えることがないよう配慮してまいります。

○小西和子委員 1年目はさまざまな指導があり、配慮があるのですが、2年目、3年目に過度な負担に耐えられなくなって辞めてしまうというような新卒者もいらっしゃいますので、その辺りの配慮をお願いします。

先ほどの現職死亡の方——Nさんというように呼びます。Nさんの連れ合いの方のお父さんが、Nさんが亡くなって何日もたたず、心労がたたったのか亡くなりました。続けて葬儀がありました。Nさんの長女は、今年採用されました。お父さんが亡くなるなんて思っていなかったと思います。お母さんも教員ですので、お父さんやお母さんの姿を見て教員という仕事に憧れて、4月にスタートを切りました。ぜひ岩手県の教師に、教員になってよかったなと思えるような、そんな岩手県の教育に変えていただきたいと思います。以上、終わります。

○飯澤匡委員 それでは、きょう資料をいただきました岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について、ちょっと理解が進まない部分があるので、私の読み取った形と県教委が受け取ったものが正確であるかどうかということをもまず確かめたいと思います。

提案の①から⑤を見ますと、まず令和6年5月30日に締結した覚書事項と全く内容が違ったものになっていると。私の読み取りでは、①について双方の合理性がないという言葉は、かなり強い言葉であって、ここで矢巾町は恐らく共創という考えはもう捨てたものだと理解していいかどうか。この内容を見ますと、県立高校の体育館として御勝手に建ててくださいと、一部町民が利用するものについてはしかるべき料金は支払いますよ、人件費も含めて、というように読み取って、これは前段であった覚書の内容とはもう全く違った、要するにこの間示されたことを是認した上での提案と認めていいのかどうか。これをまず確認したいと思います。

町側として、この問題をちゃぶ台返ししたのは、要は町の体育館としてふさわしくないと、アリーナを含んだ規模であったと思ったのだが、県立高校の仕様の体育館になっているというようなことがきっかけだというようには思うのですけれども、この提案書による

とそういう考えももう既になくして、町側として新たな段階に進んだのかどうか。そこら辺は、この文書だけでは読み取りがなかなか難しいので、県教委の判断としては、どういうことになっていると今の時点で判断しているのか、それをちょっと教えてください。

○山崎学校施設課長 今回3月27日付で通知をいただいたわけですが、今飯澤匡委員がおっしゃったように覚書とは相当中身が異なる内容になっていると。これについては、昨年町とやり取りしている中で、町のほうで主張している内容と基本的に変っていない内容だというように受け止めておりまして、県としては覚書に沿って進めたいわけなのでありますが、そこについては依然平行線のまま、そういった公文書が出てきたというような受け止めをしております。

町側として新たな段階なのかということにつきましては、改めて町にも確認はしたいと思いますが、こちらから覚書に沿ってやりましょうということに対しての従来からの町のお考えを、改めて明確に文書で表したというような認識でございます。

○飯澤匡委員 あまり日にちもたっていないので、恐らくこれから具体的な内容についての確認作業に入ると思うのですが、県の立場としても覚書がある以上、あんまり突っ込んで聞けない部分もあると思うのです。非常に難しいことが想定されると思うのです。町側からは、文書でこういう通知が来たということですが、今後、それから損害賠償について——先ほどの質問にまたもう一回戻るかもしれませんが、次の質問に入ります——精査中となっています。これは払う意思はあると、精査をするということ、あるというように考えていいのか、まだその確認はできていないのか、その点について伺います。

○山崎学校施設課長 損害賠償につきましては、請負業者のほうから工事に要した経費、それから逸失利益分について報告を受けたところでございまして、今その金額の妥当性について精査を進めているところでございます。金額につきましても、あと今御質問のあった町と県の負担割合といいますか、町に幾ら求償するべきなのかということにつきましても、これまでの経緯、経過も含めて、また弁護士とも相談しながら、これから内部の検討を詰めていった上で町と協議してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 それでは、覚書の契約不履行を併せて、そうすると損害賠償についても弁護士と打ち合わせをしながら、訴訟するとかということも視野に入れてやっているという、今の段階はどういう段階なのでしょう、教えてください。

○山崎学校施設課長 今回の工事の契約解除というのは、矢巾町側からの申し入れに基づいて、そういった結果に至ってしまったというところでございますので、そういった経緯、経過も踏まえて、業者のほうにかかる損害賠償に対して、県と町でどういった負担をするべきなのかということについて、町に負担を求めることも含めて弁護士と相談してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 覚書の契約不履行については、どういう段階ですか。

○山崎学校施設課長 覚書の契約不履行についても、いわゆる今その工事が契約を解除せざるを得なくなったというところの大本でございますので、当然ながら覚書の契約不履行

の取り扱いに係る原因、責任がどうなのかということが、またすなわち損害賠償の額の負担割合はどうかということと直結することになってまいりますので、そこについても併せて弁護士と相談してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 極めてこれ考え方としては、これからの人口減社会における公共施設の利用について、非常にモデルとなるような印象を最初は私自身も抱いたのですが、今の段階でこれに戻るのはかなり難しいなというような思いであります。ただこれから恐らく事務方同士で意思の確認はすると思うのですけれども、これはやっぱり十分に行った上で、最初の考えとどうように違ってきたのかということも含めて確認をするということは大事かと思っておりますので、きょうの段階ではあまり、もらってどうしようかという、まだ途中の段階のように聞こえたので、それはしっかり県教委のほうでやっていただきたいというように思います。

突き詰めていったら、なかなか町の意向には沿えなくなってきたというのが、物理的になってきたというのが一つの原因なのでしょうけれども、でもあまりにも町の対応として、お互いにパートナーとしてやるということについて、少しお互いの思いやりみたいなのが欠けて現在に至ったというのは大変残念だなというように思っております。引き続き、ある意味粘り強く、ある意味冷静に、非常に難しいかと思っておりますが、しっかりとした対応をお願いしたいというように思います。以上です。

○斉藤信委員 県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に関わる問題について、きょうの説明を聞いてびっくりしました。これは3月27日付の矢巾町からの提案ですね。本当に私は許されない内容だというように思います。吟味しなくてはならないのは、やはり覚書を昨年5月30日に締結したと。これは、この経過にもあるように、令和3年12月13日から2年余かけて協議した結果、住民説明会もやってですよ、そして教育長と矢巾町長の連名で、印鑑も押して覚書が交わされたと。

この経過を見ればわかるのですけれども、去年の10月31日、これは県議会が議決したのが10月25日です。そして、県教委がそれを受けて建築工事契約締結を行ったと。10月31日というのはその直後です。言わば工事契約をやりましたと、工事に入りますという挨拶に行ったら、ここに書いているようにゼロベースでの検討を求めると。これ完全に覚書違反なのです。なぜかという、令和6年6月11日、矢巾町議会定例会6月会議で質問があって、矢巾町長はこのとき、費用負担は県2、町1だと答えているのです。覚書のとおり答えている。だから、この段階では町長は覚書を知らなかったわけではない、認識して、是認をしていたということです。それが、議会で議決されて工事が発注されたその直後に、手のひら返しでゼロベースを求めると。

この覚書、よく見ると、最後の第5というところにこう書いているのです。この覚書により難しい事情が生じたとき、また疑義が生じたときは甲と乙で協議すると。だから、矢巾町がともに再協議を求めるのであれば、第5項で、覚書により難しい事情をあらわさなくてはならない。それで覚書が履行できなくなったと言うなら筋が通るのです。ところ

が、そういうことを何にも言わないで、事実上覚書をゼロベースなんて、これは本当にちゃぶ台返しなのです。矢巾町は、このお祭りをやっているのですけれども、お祭りならいいのです。これを行政でやっては駄目です。

今回の五つの提案も、覚書に至る合意事項というのはずっとあるのです。当初の構想から、確かに設計図は変わってきました。事業費も変わってきました。しかし、その都度その都度協議して、合意をして積み上げてきたのがこの覚書だったということなので、私はこの5項目の提案について、一方的に覚書を破棄するのですかと、その理由は何ですかと、これただす必要があると思います、県教委は覚書を守っているのだから。覚書に基づいて、なぜ覚書が実行できないのか。きょうの提案なんか見ると、体育館建設費用に町財産が投入されることに双方の合理性がないなんて、こんなのは議論されてきたことです。だから、例えば管理の問題についても、負担割合に応じて管理責任というはあるのだと、所有権はあるのだと、こういうことも議会では回答されてきた。だから、そういう意味で覚書を破棄する理由、私はここを単刀直入に聞く必要があるのだと思う。だから、そういう意味で、3月27日の5項目の提案というのは、私は検討に全く値しないと思うのだけれども、県教委は今の段階でこれについて回答しているのですか、していないのですか。

○山崎学校施設課長 3月27日付の文書に対しては、きのう、提案事項に対する回答として、覚書の趣旨と異なる内容が含まれており、同意することはできないというように町のほうに回答したところでございます。

○斉藤信委員 そのように言うのだったら、ここに書かなければ駄目ではないですか。きのう回答しましたと書いてもいない、経過に。

それで、あなた方の経過を見ると、矢巾町からの県の通知、事案解決のための課題整理と合意案と書いてある。この書き方が、駄目ですよ、こんなのは。何が解決のための課題と合意案ですか。そのように矢巾町は書いて持ってきたのですか。これ誤解されるよ、こんな書き方したら。せめて矢巾町の新たな提案とかいうようにしないと、意味不明だよ、これ。事案解決のための課題整理と合意案。あとは、きのう回答したというのに、書いてもいない。そういうずさんなところを詰めないで駄目なのよ。こういうもめているときは緻密に議論する、緻密に。

覚書と何か違うような中身になっているけれども、覚書と違うなんてものではないのです。覚書を全面的に否定する、覆す内容になっていると、その事情は何ですかと、こういうように聞き返さなければ駄目だと思います。この間の合意事項についてあるのだから、負担割合の2対1まで認めているのだから。

だから、本当に10月31日を契機に矢巾町の態度が豹変した、豹変したのです。だから、そういうことは認め難いのだと。私は、覚書にやはり戻って、この覚書がなぜ実行されないのか、そのことをただす必要があるのだと思います。

きのうは、まさかメールでやったのではないでしょうね。どういう回答の仕方をしましたか。

○山崎学校施設課長 まず、資料にきのうの部分が反映されていなかったと、おわび申し上げます。

回答ですけれども、日付としてはきのう付で、メールと郵送で併せて発送したところでございます。

○斉藤信委員 矢巾町長は3月議会で、何でも県からメールだけで押しつけられたと、こういうことを言って、町長はこの間2度泣きましたと、浪花節なのだけでも。重大なことはちゃんと持っていったらいいのです、こういうのは。窓口が総務課長だったら、総務課長に持っていったらいいのです。毅然とした態度を見せると。何か顔も見ないで、メールでやりましたという、そういうのではなくて、ちゃんとやっていただきたい。

そういう意味で、やはり覚書を堅持する立場で徹底してやっていただきたい。でなければ、あなた方の責任でこの覚書が破棄されたと、そうすれば損害賠償も請求権もはっきりしますから。ここでも議論したように、覚書というのは契約と同じだと、そういう性格を持ちますから、相手が覚書を一方的に破棄したとなれば、ある意味、責任は全部矢巾町と言ってもいいぐらいの問題ですよ、これ。だから、そういうことをはっきりさせて詰めていくというようにしていただきたい。

実は、本当に残念なことは、県立南昌みらい高等学校が開校式をやったばかりなのです。こんなときに、一緒になって立派な体育館を造ろうという話が破棄されていると、現段階で。こんな生徒を犠牲にするようなやり方は、私はないのだと思うのです。ところが、矢巾町議会にも、町民にも、この経過というのはほとんど示されていない。だから、わからないのです、何が起きているか、率直に言って。議会にも丁寧に説明していないし、ましてや町民にも説明していない。町長のさまざまなものを見ると、覚書を明らかにしたくなかったなんてことまで言っているのです、町民の前に明らかにしたくなかったと。言わば県議会に請負契約案件が出されて、明らかになって、こんな覚書は、契約書は、隠すようなものでも何でもなし。そういうところにも大きな問題があるし、豹変した一つの例として、矢巾町の体育館問題担当のスタッフは全部替わりしました。今まで2カ年ずっと県と協議していたスタッフは全部替わってしまった。これも異常なことなのです。今までの経過を無視するという意味です。

それだけではなくて、実は年度末に21人、矢巾町では退職しました。処分を受けた職員が、若手の職員含めて退職しているのです。本当に今町政は、この問題だけではなくて大変な状況にあるのではないかと。だから、こういうときは堂々と筋通して、誤りを正していくという対応が私は双方にとっても必要だというように思いますので、しっかりこの点に対応していただきたいし、何らかの形で矢巾町の皆さんにもこの間の経過がわかるような、そういう広報といいますか、何か必要なのではないかと思います。町民が全くわからない中でやられている。実は、住民説明会やられているのだけれども、せいぜい20人前後なのです。言わば体育館の周辺の住民だけしか対象にしなかったというか、結果的にはそうやって、住民が設計図も含めてどういう中身で、どんな議論があつて最終的な覚書になった

のかということがほんの一部にしか知らされていないということも、これ大事な問題です。こういう経過が明らかになれば、ちゃんと覚書を守って、矢巾町も県教委と一緒に立派な体育館を造るべきだという世論を構築することは、十分可能だと私自身は思っております。だから、いつまでもこれ長引かせることではなくて、この覚書をやはり堅持するという県教委の姿勢が、道理が多くの方々にも伝われば、この局面を打開する道を切り開くことができるのではないかと私には思っております。

次に、いわて留学の取り組みについてお聞きしたいと思います。先日の新聞報道で、これは11校43名ですか、新年度いわて留学の入学生だったと。11校43人というのは、かなり全県的な規模で、高校の魅力化と一体でいわて留学の取り組みが広がってきたと、これは恐らく全国にも例がないのではないかと。本当に小規模校が自治体と協力して高校の魅力化に取り組み、小規模だけれども、それを維持していくと。これは、全国的にもまれな挑戦だというように私は思います。

そこで、この入学生の状況、いわて留学についてどういう効果が現れているか、そのことを示してください。

○亀山高校教育課長 いわて留学の入学生の状況についてでございますが、過去5年間の入学実績は、令和2年度が4校19人、令和3年度が3校19人、令和4年度が8校31人、令和5年度が9校25人、令和6年度が9校32人となっており、今年度は10校に43名が入学し、過去最多となっております。

県教育委員会といたしましては、今後も県内生徒の学ぶ機会の確保に配慮しつつ、いわて留学を実施する学校や地元自治体が継続的に県外募集を実施できるよう、いわて留学の一層の充実を図ってまいります。

○西川高校改革課長 いわて留学は、教育や文化、生活環境の異なる県外生と県内生のそれぞれの発想や視点、意見等の相違を共有、認識する面があり、そういった県外から入学した生徒と県内生徒が共に学ぶことにより、互いに刺激し合い、切磋琢磨するなど、高い教育的効果が確認されております。

○斉藤信委員 高い教育効果と、あまりにも簡潔でした。感動が伝わらない。

県立葛巻高等学校がこの起点だったのですけれども、葛巻高校は何としても2学級を維持すると、そうしないと行き届いた教育が守られないというのが出発点だったと思います。そのために山村留学という制度を導入して、寮もつくり、今は公営塾もやって、そして今でも2学級を維持していると。葛巻高校には何度か私も行ったことがありますけれども、そういう取り組みが出発点になって、特に最近顕著なのは西和賀高校です。昨年この委員会でも議論して、特例で2学級、そうしたら見事に67人の入学生を迎えた。だから、これまた本当にすばらしいし、今西川高校改革課長が言ったように、やっぱり県外から来られる方々というのは自分の目標を持ってくるといいますか、そういう、行き先がなくて来るのではなくて、目標を持って、学びたい学校で学ぼうという、そういう意識の高い生徒が来て、それが地元の生徒とのすごい切磋琢磨しているという状況、これ大槌高校もそ

うです。独自のさまざまな取り組みがやられていて。

もう一つ、やっぱり地元自治体の取り組みです。地元自治体の取り組み、目の色が変わっていると、今。葛巻町はまさにそのとおりでしたけれども、自分たちの高校なのだと、自分たちの地域の未来がかかっているという、こういう意気込みでお金も投入してやると。西和賀町も、温泉旅館を宿にして、そしてあそこも公営塾をやって。到達点としては、西和賀町にしても葛巻町にしても、立派に国立大学に十分入れる、そういう学力もつくと、そこがやっぱり新しい到達点を築いていると。だから、もちろん就職もそうですけれども、進学也希望も果たせる、小規模校だけれども、そういう高校がつくられている、これまたすごいことだと思うのです。

私は、やはり高校再編を考えると、生徒が少なくなっているから統廃合という単純なことではなくて、統合は一律に否定はしません。単純なことではなくて、小規模校でも進学にも就職にも、そういう希望に応えられる、そういう高校づくりができるという、私はこれ本当に先駆的な取り組みに今なってきているのではないかと思います、その点もうちょっと立ち入って示してください。

○西川高校改革課長 先ほど斉藤信委員から葛巻町、西和賀町の取り組みについて発言がございましたけれども、この前の新聞には、県立沼宮内高等学校では岩手町のほうで寮を整備していただいて、こちらのほうも過去最高の4人の合格者を出したということで、小規模校、特に1学級校の存続については、それぞれの地元市町村の多大な支援等をいただいているところであり、現在、今月中に長期ビジョンを策定することで今進めております。1学級校、小規模校の取り扱いにつきましては、遠隔授業等も活用しながら、広大な地理的要因を持つ岩手県にとっては、やはり学校が身近なところにあるということは非常に重要なものと考えておりますので、その辺は高校再編計画においてもしっかり検討の上、学校の配置に取り組んでまいります。

○斉藤信委員 よろしくお願いをしたい。本当に全国的にも、1校、2校、すばらしいそういう県外留学の取り組みをやっているところはあるのだと思うけれども、全県的にこれだけの規模で、小規模校が地域と一体となって頑張っているというのはないのだと思います。そういう点でも新しい挑戦だと思うので、ぜひこれを進めていただきたい。

あと、最後の質問ですけれども、小西和子委員も質問いたしました教員不足の現状についてですが、先ほど欠員状況は、小学校で16名と言いました。そして、中学校で3名、高校5名、特別支援が11名。小学校の16名という中には、担任が配置できなかったということはなかったのか。特別支援の11名も大変多いと思うのだけれども、これは本当に担任が配置できなかったということがなかったかどうか示してください。

○岩瀨県立学校人事課長兼サービス管理監 支障が出ていないのかということだと思いますけれども、他の教員や管理職等が業務を担当することで、児童生徒に支障がないように対応していると把握しております。

担任不在の状況についてでございますけれども、令和7年4月9日時点で担任である教

員の不在状況は、小学校が2名、中学校がゼロ、高校ゼロ、特別支援学校ゼロとなっております。現地のところ他の教員や管理職等が業務を担当することによりまして、児童生徒に支障が出ないように対応を行っているという把握しております。

○**斉藤信委員** 小学校は2人担任が不在ということですね。これは、本当に深刻なことだと。新年度からゼロと、これからふえることはあっても、減ることはあまりないでしょうから、これをぜひ早急に解決していただきたい。

文部科学省は、例えば産休の場合、これは5月から7月の間でしたか、年度当初から配置できるという措置を取っております。あれは産休に限定されているのでしょうか。そして、新年度はそれでどういう体制が取られているのでしょうか。

○**佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監** 現時点でどれぐらいの数かについては認識しておりませんが、国のほうでは1学期に早期に補充に入ることができると、そして県とすれば2学期以降についても、2学期のスタートの時点で、10月、11月からという場合には8月から入ることができるように、そのような対応を取っております。

○**斉藤信委員** まだまだ不十分だけれども、文部科学省もそういう対応を取っているわけだから、しっかり産休については、事前に配置をすれば一緒に授業をしながら、産休に入ってからでもスムーズに移行できるということになりますので、そういう対応を取れるところはしっかり対応を取るというようにやっていただきたいと思います。

それで、最後にですけれども、今給特法改正案が審議に入りました。これ私は、前回この委員会で質疑しましたので、立ち入ってはやりませんが、この給特法というのは教員が幾ら残業しても残業手当は出さないと、労働基準法適用除外なのです。恐らく世界に例はないのだと思うのです。そして、国内でも何が矛盾かという、国立の学校、私立の学校は労働基準法適用なのです、同じ教員でも。公立学校だけ、皆さんの給料には超過勤務を出さないという、これ本当に異常な、定額働かせ放題と言われているのです。だから、これを放置したままでは、今本当に教員の成り手、これ確保するのは至難の業だと、長時間労働と、働いても手当は出ないのだから。

調整額は、今4%で、今年度は僅か1%です。この1%というのは大体3,000円なのですけれども、手当縮小というのがあって、実質1,500円だと、このぐらいしかふえないのです。本当にこれ改善にも何にもならない。現場で働いている教師にも、これから教師になろうという人たちにも、私は失望を与えるような給特法の改正案になっているのではないかとこのように思いますが、教育長の立場として給特法について、例えば教育長の全国の会議とか、あと小中学校の校長会議とかありますよね。そこではそれなりの意見出していると思うのだけれども、それはどのようになっているか示してください。

○**佐藤教育長** 教員の処遇の改善、今斉藤信委員からお話がありました給特法に関する部分も含め、あとは働き方改革、それから体制見直しと、言わば文部科学省で三位一体の改革ということで進めており、さまざまこの間も国会で議論された中で、給特法については存置の上ということで、今斉藤信委員からお話のあったとおり、率を上げていくというこ

とで議論がなされ、その過程で全国の都道府県教育長協議会などもさまざま要望は国に対して差し上げているわけですが、それはやはり三位一体の国の改革をしっかりと進めてくれということでの要望はしておりますが、給特法の是非云々についてストレートに、まさにそれは国会で御審議いただくべきものだと思いますが、にわかに今ちょっと、手元に資料がないので正しいことをしっかりきちんと御答弁申し上げている形ではないのですが、ただ教員のそういったこれまでの職、働き方、組織体制含めてしっかり見直していかなければ、やはり次代の教員の確保ができないと、養成ができないということに危機感を非常に持っているということは申し上げられると思います。その上で、要望は差し上げているということでございます。

○**斉藤信委員** 校長会の動向はわかりますか。わからなければわからないでいいや。終わります。

○**高橋こうすけ副委員長** この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**山崎学校施設課長** 斉藤信委員からの御質問で、1点答弁漏れがございまして、御答弁申し上げたいと思います。

配付した資料の3ページ目、矢巾町とのやり取りの表の一番最後の、ナンバーで言うと46と書いてある行の協議事項等で、事案解決のための課題整理と合意案というように記載している、これは何かということでもございましたけれども、これは3月27日付で矢巾町から来た文書の題名で、岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る事案解決のための課題整理と合意案についてという文書の題名でしたので、それをここに記載したところでもございましたけれども、そういった題名の文書を受領したというようなところまで書かないと、御指摘のとおり誤解を招く形だったかなというように考えております。

○**高橋こうすけ副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋こうすけ副委員長** なければ、これをもって本日の調査及び審査を終了いたします。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、5月15日から16日まで、1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。